

弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）策定業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 弘前市では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成18年に弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画事務事業編）を策定し、市の事務・事業に関わる温室効果ガスの排出抑制に取り組んできたところです。  
本業務により、全市的な計画である地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、市民や事業者との協働により、ゼロカーボンシティ達成に繋がる取組を推進していきます。
- (2) 業務名 弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）策定業務
- (3) 業務内容 弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）策定に係る各種調査分析、ビジョン・目標設定、会議等への支援、編集・印刷業務、総合的なコンサルティングを行う。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年1月24日（金）まで

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

9,801,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公示日現在から候補者特定の日まで弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の

申立てをしている者でないこと。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、メールにて提出すること。  
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和6年5月15日（水）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

#### 5. 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①参加意思表明書（様式2号） 1部
  - ②事業所概要 1部（任意様式）
  - ③業務実績書 1部（任意様式）
- (2) 提出期限：令和6年5月20日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所：弘前市役所市民生活部環境課
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。  
持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）  
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。
- (5) 参加資格の通知  
参加資格審査の結果は、参加表明者にファクス等で通知する。
- (6) プロポーザル審査への辞退  
市が参加資格を認めた旨を記載した参加資格確認結果通知書を受領後、プロポーザル審査への出席を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

#### 6. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
  - ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本5部
    - ア. 会社概要（様式4）
    - イ. 業務実績調書（様式5）
    - ウ. 工程表（様式7）
    - エ. 企画提案書（任意様式）
      - ・様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにする。
      - ・文字の大きさは10ポイント以上とすること。
      - ・印刷はカラー、白黒を問わない。

- ・下段にページ番号を付すこと。
- ・50ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。
- ・各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ・本業務に対する基本的な考え方及び仕様書「〇. 〇〇〇〇」に示す各項目について記載すること。また、仕様書に示す内容以外にもアピールポイントがあれば記載すること。

オ. 参考見積書及び内訳書（任意様式）

- ・金額は税込みとし、事業費限度額以下の金額とすること。

## (2) 作成要領

①企画提案書の作成にあたっては、別紙仕様書及び下記8(1)から(10)の審査基準を参照の上、作成すること。

②原本には社名を記載し、副本には社名や社名が分かるロゴ等を一切記載しないこと。

(3) 提出期限：令和6年6月3日（月）午後5時とする。

(4) 提出場所：弘前市役所市民生活部環境課

(5) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和6年6月11日（火）

※日程変更がある場合は、事前に連絡することとします。

### (1) 審査（書類審査、ヒアリング等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(10)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてヒアリング等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。ヒアリングは参加事業者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

ただし、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知します。

提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低

い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知します。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができます。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 実績 10点
- (2) 専門性 10点
- (3) 業務推進体制 10点
- (4) 地域への理解 10点
- (5) 提案内容の的確性 10点
- (6) 提案内容の実現性 10点
- (7) 先見性・将来性 10点
- (8) プレゼンテーション 10点
- (9) 費用効率 10点
- (10) 独自提案 10点

9. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

10. 日程

公募開始	令和6年4月30日（火）
質問受付締切	令和6年5月10日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年5月15日（水）
参加意思表明書の提出期限	令和6年5月20日（月）午後5時まで
資格確認結果送付	令和6年5月23日（木）
企画提案書等受付締切	令和6年6月3日（月）午後5時まで
書面審査・プレゼンテーション審査	令和6年6月11日（火）
結果通知	令和6年6月中旬（予定）
契約締結・業務開始	令和6年6月中旬（予定）

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
  - ア. 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
  - イ. プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。
  - ウ. 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 当該業務は、「令和 5 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受けた場合に限り契約締結を行うものとします。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市市民生活部環境課 担当 福士

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

TEL 0172-36-0677（直通）

FAX 0172-37-7271

Mail [tak-fukushi@city.hirosaki.lg.jp](mailto:tak-fukushi@city.hirosaki.lg.jp)